

国近整猪工第17号  
平成16年1月7日

尼崎市土木局  
河川緑地部長 様

近畿地方整備局  
猪名川河川事務所長

「河川整備計画策定に向けての説明資料(第2稿)」について(回答)

厳寒の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、河川事業に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近畿地方整備局では、河川整備計画原案策定に向け「河川整備計画策定に向けての説明資料(第2稿)」について、淀川水系流域委員会、住民、関係自治体の皆様へ説明を実施したところ、多数の貴重なご意見をいただきました。また、貴職におかれましても貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。つきましては、ご意見・ご質問について別紙のとおり回答させていただきますので、よろしくお願いいたします。

## （治水・防災）

○緊急に堤防補強の必要な箇所を決定するための詳細調査を実施する区間は、猪名川では約 5 k m であり、調査の結果必要な箇所について堤防補強を実施します。  
なお、実施にあたり現地に則した具体的補強手法を「淀川堤防強化検討委員会」（H15.4設立）で早急に決定します。

○破堤による被害の回避・軽減を目標として、そのための施策を最優先で取り組みます。また、それに加えて、狭窄部上流等においては既往最大規模の洪水に対する浸水被害の軽減を図るため、調査検討を行います。

## （利用）

○河川敷利用の方針は「川でなければ出来ない利用・川に活かされた利用」という観点から、グラウンド、ゴルフ場等のスポーツ施設のように本来河川敷以外で利用するものについては、縮小していくことを基本としています。

なお、地域のニーズ等で、スポーツ施設などの利用については、学識経験者や自治体関係者等によって構成される「河川保全利用委員会（仮称）」を設置し、委員会が個々の案件ごとに地域の状況や自治体・住民の意見等を踏まえ検討されます。その結果により河川管理者が判断します。